

確認日

令和

年

月

日

【フラット35】借換対象住宅に関する確認書

(金融機関名)

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

申込人(本人)(自署)(氏名)

連帯債務者または連帯保証人(自署)(氏名)

私(連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、【フラット35】の借換融資の申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。

なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

(ご注意事項)

・下表の内容を確認し、該当する場合は内容確認欄にチェックを入れてください。また、番号2から6までにおいて不適合がある場合には、融資の対象となりません。

なお、番号1が不適合の場合は、本確認書を使用できません。

(「中古マンションらくらくフラット35^{※1}」に該当するマンションは本確認書ではなく、「適合証明省略に関する申出書」を金融機関にご提出ください。)

・建築基準法に不適合の場合などは融資の対象とならない場合があります。

<技術基準等の適合確認表> (確認内容の詳細は記載方法をご参照ください。)

番号	確認項目	内容確認欄		確認内容	確認書類等 (番号1を確認した書類については 金融機関にご提出ください。)	金融機関 記入欄
		適合	不適合			
1	住宅の 建設時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・建築確認日が昭和56年6月1日以後であること。 【確認済証の交付年月日が確認できない場合】 ・新築時期が昭和58年4月1日以後であること。	確認済証の写し、他 登記事項証明書	
2	住宅の 床面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・一戸建て住宅、連続建て住宅または重ね建て住宅にあっては50㎡ 以上であること。 ・共同建て住宅にあっては30㎡以上であること。	登記事項証明書、他	
3	併用住宅 ^{※2} の床面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)専用住宅の場合は「適合」にチェックを入れてください。	登記事項証明書、他	
4	戸建型式等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共同建て住宅または重ね建て住宅にあっては、耐火構造の住宅または 準耐火構造の住宅であること。 (注)一戸建て住宅または連続建て住宅にあっては「適合」に チェックを入れてください。	火災保険証券	
5	接道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	確認済証または検査済証、他	
6	維持保全	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁からは正 命令等を受けていないこと。	-	

【フラット50】を利用する場合は、下表の内容を確認し、該当する場合は内容確認欄にチェックを入れてください。

(確認内容の詳細は記載方法をご参照ください。)

番号	確認項目	内容確認欄	確認内容	確認書類等 (本確認書と併せて、以下の該当する 書類を金融機関にご提出ください。) ^{※3}	金融機関 記入欄
7	長期優良住宅	<input type="checkbox"/>	・所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けていること。 ・長期優良住宅の認定日から増築または改築が行われていないこと。	長期優良住宅認定通知書等の写し 登記事項証明書	
8	予備認定 マンション	<input type="checkbox"/>	公益財団法人マンション管理センターから「予備認定」を受けた マンションであること。	予備認定通知書等の写し	
9	管理計画認定 マンション	<input type="checkbox"/>	・所管行政庁から「管理計画認定」を受けたマンションであること。 ・認定年月日が借入申込日から5年以内であること。	管理計画認定通知書等の写し	

※1 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を金融機関に提出することにより、適合証明手続を省略できます(借換融資の場合は【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全面積型は利用できません。)。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます。

※3 現在ご返済中の住宅ローンが【フラット50】または金利引継特約付き【フラット35】の場合は、認定通知書等の確認及び提出は不要です。